

長崎県病院企業団監査委員公表

令和2年12月8日付け令和2年度実施長崎県病院企業団病院事業会計定期監査結果の報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用される同法第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年3月30日

長崎県病院企業団監査委員 下山満寛  
同 今村嘉昭



長崎県病院企業団

監査委員 下 山 満 寛 様

監査委員 今 村 嘉 昭 様

長崎県病院企業団

企業長 米倉 正大

印

### 監査の結果に係る措置について（通知）

令和2年12月8日付け令和2年度実施長崎県病院企業団病院事業会計定期監査結果に対して、下記のとおり措置を講じたので通知します。

#### 記

#### 1 意見に対する措置状況

##### (1) 意見

##### ① 病院経営について

当企業団が病院経営を担っている島原半島地域、離島地域においては、今後も急激な人口減少や少子・高齢化の進行が予想されるとともに、特に離島における医師、看護師等の確保が困難であることや患者数の減少など、病院経営を取り巻く環境は大変厳しい状況に置かれている。

このような中、国は社会保障制度改革において、社会保障の充実・安定化に向けて国民医療費の抑制や医療・介護提供体制の適正化政策を順次進めており、医療を取り巻く環境は大きく変化してきている。特に今年度以降は新型コロナウイルス感染症が病床利用率等にどの程度影響するか不明であるが、従来どおりの患者確保が厳しいことを前提に、これに対応できる体制を構築する必要がある。

当企業団の経営状況は、企業団設立以降の共同事業等の取組に加え、公立病院に対する財政措置の拡充や診療報酬のプラス改定等の影響もあり、5年連続して経常損益での黒字を確保していたが、平成27年度以降は経常損益で赤字となり、令和元年度は1日平均患者数、患者1人1日当たり収益が入院、外来ともに増加したことから、引き続き赤字ではあるものの近年の厳しい状況からは改善がみられる。しかしながら、平成26年度以降、純損失を計上しており、令和元年度末未処分利益剰余金が

1,046,688千円となっている。このままでは、3年後には累積欠損金を計上することが予想され、経営改善が急務である。

今後も地域が必要とする継続的で安定的な医療の確保を図るためには、医療環境の変化に的確に対応するとともに、「長崎県病院企業団第3次中期経営計画（令和3年度～令和6年度）」の策定にあたっては、「長崎県病院企業団第2次中期経営計画（平成29年度～令和2年度）」における取組の十分な検証を行い、これを踏まえて、職員一人一人が当事者として自覚を持てるよう、目標設定の段階から参画を求め、医師だけでなく看護師、医療技術職、事務職員等も含め共通認識を持って策定する必要がある。

さらに、患者数の減少傾向に歯止めをかけるためには、地域住民に信頼される病院となるよう、スローガンに掲げている“郷診郷創”「地域での受診が、地域を創る」の取組を行政と一体となって、より一層進めていく必要がある。また、地域住民に経営実態を知っていただき、自分達が地域の病院を支えるという意識を持っていただくことも重要である。

## ② 行政と協働した健康診断の推進について

離島地域の病院並びに附属診療所は、新たに患者の掘り起しにつながる健康診断を行政と協働して強力に推進すべきである。

健康診断を通して住民の健康に寄与することにより、地域に信頼される医療機関となり、患者ニーズの把握や島外受診の実態把握もより正確になり、郷診郷創の第一歩となっていくものと考えられる。

## ③ 未収金対策について

当年度末の過年度未収金は総額104,770千円で、前年度末に比し1,964千円減少（対前年度比1.8%減）している。

未収金回収では、定期的な訪問徴収の実施など収納に相当な努力が認められる病院もあるが、その取組には、まだ温度差がある。

依然として多額の未収金を抱えていることから、さらなる縮減を図るため、効果的な発生防止対策を講じるとともに、発生直後の回収には特に力点を置いて、回収に有効な訪問徴収の計画的な取組を徹底して行うなど、未収金の適正な管理、回収に継続的に努める必要がある。

また、連帯保証人への請求や「支払督促制度」等の法的手続きについても、取組を強化する必要がある。

④ 職員の不祥事について

吉岐病院の職員が、平成29年5月から令和元年5月にかけて、給食の私的な摂取及び持ち帰りを行うという事件が発生した。

当該職員の行為が厳しく非難されることは当然であるが、約2年間という長期に渡り事件が発覚しなかったことは、誠に重大であり、管理体制を見直すとともに、病院の信頼回復と再発防止に早急に取り組む必要がある。

⑤ 後発医薬品の使用促進について

後発医薬品については、国は平成27年6月の閣議決定において、後発医薬品の数量シェアで、平成29年央に70%以上にするとともに、平成30年度から令和2年度末までの間のなるべく早い時期に80%以上にする普及目標を示している。

当企業団の後発医薬品の採用状況は、令和元年度は企業長の職務目標として85%以上とする目標値を設定し、企業団一体となって取り組んだが、令和元年度末の実績は数量ベースで74.4%（前年度数量ベース70.7%）となり目標を達成できなかった。

DPC対象病院においては、目標を達成しているが、それ以外の病院では、採用率が低調な病院もあることから、国の方針も踏まえ、達成に向けて、なお一層の取組強化を図る必要がある。

⑥ 契約事務について

物品購入等の契約事務については、医薬品購入等の共同事業の取組を進め、企業団として経済性が発揮されるよう努められており、着実に効果が表れている。

一方、病院においては、その内容や地域性から業者選定、予定価格設定等に苦慮する事例も見受けられる。

特に離島においては、医療機器の入札に関し、競争入札を行っているにもかかわらず、1者応札が多数見受けられ、競争性が発揮されているとは言い難い。できる限り多くの業者が参加できるよう電子入札の導入に向けた準備を進める必要がある。

また、医療機器の更新時期やメンテナンスの方法について、企業団としての基準を作成できないか検討を進める等、経費節減の努力が必要である。

事務処理の誤りについては、まだ、軽微な誤りが見受けられる。契約事務マニュアルに沿った手続の徹底や令和元年度に導入したチェックリストを活用し、チェック体制の強化を図る必要がある。

## (2) 講じた措置

### ① 病院経営について

企業団病院がある離島や県の周辺部においては、さらに急激に人口減少が進行しており、特に離島では、既に医療需要そのものが減少に向かう中で、患者数の増は望みにくい状況となっていることから、「縮小の時代を生き抜く知恵と勇気」を発揮し、いかに医療機能を維持しつつ、地域の医療ニーズの変化に対応していくか、常に検討していく必要があると考えております。

このような環境にある中、病院企業団としましては、「第2次中期経営計画（平成29年度～令和2年度）」における取組の十分な検証を行うとともに、「第3次中期経営計画（令和3年度～令和6年度）」の策定にあたっては、職員一人ひとりが中期的な視野に立って、それぞれの地域・病院の抱える課題に取り組むための目標・指針となるものとして策定し、その実現に向け引き続き健全経営に努めてまいります。

また、地域外へ流出している患者を呼び戻す取組として、「郷診郷創～地域での受診が、地域を創る～」をスローガンに掲げ、患者受療動向の分析や患者ニーズの把握を行い、その対策の実践や必要な情報発信など、行政と協働して、住民に選ばれる病院づくりを進めるとともに、経営実態を知っていただき、自分達が地域の病院を支えるという意識を持っていただけるよう努めてまいります。

### ② 行政と協働した健康診断の推進について

長崎県では「健康長寿日本一」を旗印に掲げ、県民運動として健診受診率向上などに取り組んでいるところであり、当企業団においても、地元市町に対して地域住民への受診呼びかけの強化を依頼するとともに、企業団病院では、健診・人間ドックの受診日や受診項目の増、病気や健康についての出前講座の開催などを通じて受診を呼びかける等、受診率の向上に努めてまいります。

また、受診者に対しては、受診内容の丁寧な説明や、受診後の細やかな声掛けを行うことで、信頼関係を構築してまいります。

なお、離島地域の病院並びに診療所の取組は別紙のとおりです。

### ③ 未収金対策について

未収金については、引き続き、新規発生防止に努め、定期的な訪問徴収を中心とした早期回収に取り組むことで、縮減を図ってまいります。

また、連帯保証人への督促についても、取組を強化するとともに、「支払督促制度」等の法的手続きについても取り組んでまいります。

なお、各病院の取組は別紙のとおりです。

④ 職員の不祥事について

職員の不祥事については、管理体制を見直すとともに、今後、職員一人ひとりが全体の奉仕者として高い倫理観をもって行動するよう、あらゆる機会を通じて指導を行い、再発防止と信頼回復に全力で取り組んでまいります。

⑤ 後発医薬品の使用促進について

後発医薬品の使用促進については、これまでも国、県の方針に沿って取り組んでいるところですが、毎年、企業長の職務目標として目標値を設定するとともに、企業団経営会議等においてもこれを議題として、さらなる使用を促しております。

また、国が示した新たな普及目標の達成に向けて、「第3次中期経営計画」においても各病院の数値目標を盛り込むなど、計画的に後発医薬品の使用促進を図ってまいります。

なお、各病院の取組は別紙のとおりです。

⑥ 契約事務について

医薬品等の共同事業については、価格交渉の外部委託の実施や医療機器保守共同契約の拡大を進めており、引き続き、効果的手法などを検討するとともに、看護用備品等、共同事業を実施する品目の拡大について検討を進めてまいります。

離島における医療機器入札については、可能な限り多くの業者が入札参加できるよう、電子入札の導入等入札方法について検討を進めるとともに、医療機器の更新時期やメンテナンスの方法について、企業団としての基準を作成できないか検討を進めてまいります。

また、契約事務を含む財務事務全般について、財務事務担当者会議や事務長会議などの機会を通して、適正な事務の執行がなされるよう、「契約事務チェックシート」によるチェック体制の強化や具体的な処理方法の周知徹底を図ってまいります。

## 2 指摘事項に対する措置

指摘事項に対する措置状況については、各病院からの報告（別紙）のとおりです。

(別紙様式)

令和2年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県精神医療センター）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 行政と協働した健康診断の推進について	—
③ 未収金対策について	—
○発生防止対策	○入院時：高額療養費限度額制度の説明 ○退院時：①退院が決まった時点での概算額の事前連絡の徹底 ②退院当日には、医事及び病棟スタッフの双方で精算事務の完了を確認 ③退院当日に支払いができない場合は、誓約書の徴収を徹底 ○時間外受診（外来）：「時間外預り金制度」の継続実施 ○クレジットカード・デビットカード払いの導入
○回収対策	○現年度未収金：未納者に対し電話、文書による催促。 ○過年度未収金：未納者に対し電話、文書による催促。 ○時間外受診（預り金）：未精算の場合、預り金を診療費に充当。
○連帯保証人への督促状況	○納付義務者と音信不通である場合や、督促に対して納入がない場合は、連帯保証人に電話、文書による督促を行う。
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○支払い能力がありながら納入がない等悪質性が判明した場合は検討する。
④ 職員の不祥事について	—
⑤ 後発医薬品の使用促進について	○採用可能性について検討を継続し、可能なものから順次導入していく。



(別紙様式)

令和2年度実施定期監査結果(意見)に係る措置状況

病院名(長崎県島原病院)

監査の結果(意見)	講じた措置等
② 行政と協働した健康診断の推進について	—
③ 未収金対策について	<p>○発生防止対策</p> <p>○入院患者への対策強化。(支払が延納となる可能性の高い患者に対して、連携室メディカルソーシャルワーカーと共同し、公的支援も含めての相談対応。退院日前日の概算額提示など。)</p> <p>○入院申込書への記載内容の追加。(患者、家族、連帯保証人、それぞれの勤務先欄、自宅と携帯電話の電話番号欄を追加し、患者、及び関係者の身元をしっかりと把握することで、支払いを免れることが困難であることを印象付ける内容とした。)</p> <p>○時間外預り金制度の継続。令和2年4月から預り金額の増額。</p> <p>○土曜日及び日曜日会計窓口の開設により、休日退院時などの利便性向上。</p> <p>○平成30年7月からクレジットカードでの支払方法を導入。</p>
○回収対策	<p>○文書送付による督促の徹底。</p> <p>○昼夜の電話連絡による督促の実施、月2回の臨戸訪問の実施。</p> <p>○来院面談の実施。分納相談等による債権回収。</p> <p>○平成24年度から債権回収嘱託職員の配置。</p> <p>○土曜日及び日曜日会計窓口の開設により、利便性向上。</p> <p>○未収者やその家族と接触出来ない場合、勤務先や帰省先への電話連絡、臨戸訪問を実施。</p>
○連帯保証人への督促状況	<p>○未収者やその家族と接触ができない場合や支払約束が不履行の場合には、連帯保証人に対して文書送付や電話連絡、臨戸訪問による督促を実施。</p>
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	<p>○支払能力があり、かつ、悪質な場合があれば、弁護士と相談し、実施を検討する。</p>
④ 職員の不祥事について	—
⑤ 後発医薬品の使用促進について	<p>平成30年度末の後発医薬品使用割合(数量ベース)は96.7%であった。令和元年度は使用量の多い薬剤が10箇月に及び供給停止となり95.6%まで低下したが、令和2年度は4月~12月までの9箇月間における後発医薬品使用割合(数量ベース)は96.7%であり、一昨年と同等の水準にまで回復した。近年では採用品目の供給停止や製造中止等が相次ぎ先発品目に戻さざるを得ないケースもあることから、年2回開催している後発医薬品推奨品目検討委員会にて今後も積極的に切り替えを検討し高い水準を維持していく。</p>

(別紙様式)

令和2年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県五島中央病院）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 行政と協働した健康診断の推進について	○今年度も健診の件数増に向け、当院の健康診断に関する情報を五島市の広報に掲載したり、五島市担当者当院医師間で連携を取り健診受診者の増に向けた取り組みを行っています。また、特定健診の件数増に向けた取り組みを強化しております。 ○取り組みの結果、乳がん・子宮頸がん・大腸がん健診については昨年度の件数を大きく上回っておりま す。来年度は胃がん健診の件数増を図るために、現在協議を進めています。今後も五島市との連携強化を 図りながら当院の健診受診者数を増やしていきます。
③ 未収金対策について	○入院費を支払った証明としてカードを発行し、そのカードを病棟看護師が確認後、患者を退院させてい ます。（未払い退院患者の防止） ○限度額適用認定申請の利用促進により、患者の窓口での支払いが高額療養費の自己負担限度額までとな ります。 ○退院時分納制度の申請について相談を受けます。 ○会計ができない時間帯の外来受診分について、預かり金を徴収しています。
○回収対策	○督促書・催促書の発行。 ○納入通知書の送付。 ○電話連絡・自宅訪問。 ○来院時面談。
○連帯保証人への督促状況	○患者本人による支払いが不能な場合には、連帯保証人へ連絡を取り自宅訪問等を行い、支払いをお願い しています。
○支払督促制度などの法的手続きの 検討状況等	○基本的には、これまでどおり分納相談や戸別訪問等で対応します。 ○悪質な患者については今後法的手段も検討していきたい。
④ 職員の不祥事について	-
⑤ 後発医薬品の使用促進について	○年4回開催している薬事委員会において、使用量・金額ベースにおいて上位品目から順次採用する事を 検討している。令和2年3月の後発医薬品使用率は数量ベースで91.6%となっています。引き続き後 発医薬品の使用促進に努めます。

(別紙様式)

## 令和2年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県五島中央病院附属診療所奈留医療センター）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 行政と協働した健康診断の推進について	○五島市との定期的な連絡会などで連携をとり、特定健診等の推進を図ることで、前年度より健康・医療相談件数が1,222件増加した。
③ 未収金対策について	○発生防止対策 ○入院時の入院誓約書での連帯保証人を必ず記入していただく。 ○土日の退院を極力なくし、事前に支払額を提示し退院時に精算していただくよう対応する。 ○時間外の外来患者について、預り金制度の実施。預り金をいただけない方については、保証人、住所、連絡先の確認を夜間警備員に実施させた。 ○時間外受診の預り金整理簿を作成し、長期間精算にきていない方がいないか定期的に確認を行った。
○回収対策	○文書の通知を確実に実施した。 ○本人との話し合いを持ち回収に努めた。 ○入院誓約書の保証人を確実に記入していただいた。
○連帯保証人への督促状況	○連帯保証人に対し協力依頼を行っていく。
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○地域、島内特有での顔見知りが多いということで、法的手続きは慎重に検討する。
④ 職員の不祥事について	-
⑤ 後発医薬品の使用促進について	○院内で協議し、使用促進に努めていく。 ○院外薬局とも定期的な話し合いの場を設け、連携を図る。

(別紙様式)

令和2年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県富江病院）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 行政と協働した健康診断の推進について	○五島市が発行している「特定健康診査受診券」の富江地区分の情報を国保健康政策課から受け、当院における受診情報を国保健康政策課へ報告を行う。新型コロナウイルス流行により中止になった集団健診分の健診を積極的に受け入れた。また、外来受診者で健診の未受診者に対し、積極的に声をかけを行う。がん健診についても、市と協働して積極的に実施していきたい。
③ 未収金対策について	
○発生防止対策	○入院時は、連帯保証人をとっている。 ○時間外時は、保険証・住所・電話等の確認を行っている。 ○時間外時に、診療費の預り金を実施している。
○回収対策	○未収金の担当者を設置し、未収金の把握、分納申請の受付、戸別訪問の実施し、未収金の抑制と回収強化に努めている。 ○3ヶ月おきに督促状を発行し、郵送している。また、銀行からも手数料なしで振込ができるように、納入通知書もあわせて送付している。 ○電話にて督促し、都合により来院できない場合は、訪問して回収している。 ○未収金がある患者及び家族の来院時には、会計時に呼び止め、入金の依頼を行う。
○連帯保証人への督促状況	○連帯保証人に対する協力依頼を行っているいきたい。
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○悪質の場合があれば、最終的な手段として検討したい。
④ 職員の不祥事について	
⑤ 後発医薬品の使用促進について	○後発品の積極的な使用にむけて、薬事委員会で先発品から後発品へ変更し、後発品の採用品目の増加に努める。

(別紙様式)

令和2年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県上五島病院）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 行政と協働した健康診断の推進について	○各地域で開催される町主催の「健康道場」において、当院医師による講話を実施している。また、例年秋に開催される町主催の「健康まつり」と当院の「病院フェスタ」を同時開催しているが、手術室見学や内視鏡検査シミュレーションなどの様々なコーナーを設置し、住民の健康に対する意識向上に努め健診受診率の向上を図っている。 ○毎年3月頃に健診枠、夜間健診、がん検診等について町と協議し、受診率向上のための意見交換を行っている。
③ 未収金対策について	○発生防止対策 ○現物給付制度の説明及び利用促進。 ○退院時分納制度申請相談。 ○深夜時間帯外来受診分についての現金預かりの実施。
④ 回収対策	○督促書・催促書の発行。 ○納入通知書の送付。 ○電話連絡・自宅訪問。 ○来院時面談。
○連帯保証人への督促状況	○連帯保証人に対し文書による督促通知等を行っている。
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○分納相談や戸別訪問等で対応している。
④ 職員の不祥事について	—
⑤ 後発医薬品の使用促進について	○薬事委員会において、使用量・金額ベースにおいて上位品目から順次採用する事を検討している。今後右国の取り組み等を注視して、後発医薬品使用促進のための環境整備等に努めたい。

(別紙様式)

## 令和2年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県上五島病院附属診療所有川医療センター）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 行政と協働した健康診断の推進について	○毎年3月に町と協議し、受入枠の調整や受診率向上の意見交換を行っている。平成27年度から夜間健診の実施、平成29年度からはみなし健診を実施している。
③ 未収金対策について	○当日支払が困難な場合は支払日を約束してもらおうようにしている。また、預り金制度も導入している。
○発生防止対策	○未収金発生後は電話連絡をする。連絡が取れない場合は文書にて通知する。
○回収対策	○現在は事例なし。
○連帯保証人への督促状況	○従来どおり分納相談や戸別訪問等で対応する。
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	
④ 職員の不祥事について	
⑤ 後発医薬品の使用促進について	○上五島病院薬事委員会にて採用薬等にて採用薬等を決めている。引き続き使用促進を図っていく。

(別紙様式)

## 令和2年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県上五島病院附属診療所奈良尾医療センター）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 行政と協働した健康診断の推進について	○来院患者への、個別な声掛けはもちろん、健診の受診率の向上に向けて、毎年3月には町と綿密な協議を行い、健診を住民に推進している。それと並行して平成27年度から夜間健診の実施、平成29年度からはみなし健診を実施して、健診を受診しやすい環境作りにも力を入れている。
③ 未収金対策について	
○発生防止対策	○当所は、入院や時間外診療もないため、未収金発生の場合は、その場で当事者と相談し、その日可能な金額のみ当日支払ってもらい、残額の支払日を約束してもらっている。
○回収対策	○未収金発生後は電話連絡をする。連絡が取れない場合は文書にて通知する。
○連帯保証人への督促状況	○現在、連帯保証人が必要となる事例は発生していない。
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○未収金は少額であり、これまでどおり分納相談や戸別訪問等で対応する。
④ 職員の不祥事について	
⑤ 後発医薬品の使用促進について	○当所は、上五島病院の附属診療所であるため、使用する薬品は、上五島病院薬事委員会にて採用薬等を決定している。今後も、引き続き使用促進を図っていく。

(別紙様式)

令和2年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県対馬病院）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 行政と協働した健康診断の推進について	○令和元年度国保加入者の特定健診1,298件、後期高齢者166件。今後、対馬市と協議を重ね、さらなる推進を図りたい。
③ 未収金対策について	○未収金管理マニュアルに基づき、防止対策を実施。
○発生防止対策	
○回収対策	○電話、文書による督促・催告並びに臨戸徴収。
○連帯保証人への督促状況	○文書による督促・催告書において連帯保証人へも通知を行っている。
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○未収金管理マニュアルに基づき、無資力者の選定を実施した後、支払督促を実施予定。
④ 職員の不祥事について	
⑤ 後発医薬品の使用促進について	○令和2年3月末現在の採用医薬品数1,391品目。うち後発医薬品がある先発品数184品目。後発医薬品は、439品目。今後もさらなる使用促進を図りたい。



(別紙様式)

令和２年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県上対馬病院）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 行政と協働した健康診断の推進について	OR2年4月に対馬市北地区保健センターと健診について協議。その中で30代の若い世代の受診を促進するため、消防団の集団訓練時におこなう健診（出前健診）を今年度も実施する計画を立てたが、新型コロナウイルス感染症拡大のため消防団の集団訓練が中止、そのため健診も中止になった。 現在、対馬市から健診促進の職を借りて院内に設置、また外来で声かけを行い健診の促進に努めている。
③ 未収金対策について	○時間外及び土曜・日曜・祝日について預り金制度を導入している。 ・保険証持参の場合：3,000円（ただし、高額な検査の場合は5,000円）、保険証なしの場合は10,000円 ○クレジット払いの導入 ○時間外での島外住所患者は医事係に連絡し診療報酬計算を速やかにおこなうようにしている。 ○電話及び文書での督促・催告通知。 ○毎月訪問徴収を実施。（発生日から2カ月をめぐりに訪問をおこなうことにしている。） ○一括払いが無理な方については分割での支払いを早めに勤めている。 ○納付義務者と連絡が取れないため、連帯保証人への督促をおこなった事例が1件発生。連帯保証人の支払で完済した。
④ 職員の不祥事について	○未収金の件数は少なくともまだ小額なため、分納相談及び戸別訪問で対応する。
⑤ 後発医薬品の使用促進について	○引き続き今後も使用数の高い薬品から後発薬品へ変更していく予定である。

(別紙様式)

令和2年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県杵岐病院）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 行政と協働した健康診断の推進について	○ 杵岐市並びに杵岐医師会と協力し、特定健診及びがん検診の受診率向上に取り組んでいます。大腸がん検診の結果に基づく二次検診の受診勧奨に努めています。
③ 未収金対策について	
○ 発生防止対策	○ 限度額適用認定申請の制度説明を入院時に必ず実施し、窓口負担額の抑制に努めます。 ○ 退院決定の際には、概算額の事前連絡を徹底し、退院日の清算に努めます。 ○ 時間外預り金制度を継続して実施します。
○ 回収対策	○ 未納通知、督促状を発行し、支払い期限を定めて催促を行っています。 ○ 退院日に完納できない場合、分納計画（債務証書）の記入を求め、計画に沿って電話連絡を行っています。 ○ 支払い期限を過ぎた場合や分納計画に沿って戸別訪問を実施しています。
○ 連帯保証人への督促状況	○ 分納計画に沿って入金がない場合は連帯保証人へ連絡し、協力依頼を行っています。
○ 支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○ これまでどおり分納相談や戸別訪問で対応します。
④ 職員の不祥事について	○ 今後このようなことが起こらないよう、職員へ周知するとともに、管理体制の強化に努めています。
⑤ 後発医薬品の使用促進について	○ 院内の後発医薬品使用割合は安定して95%以上となっており、継続して実施してまいります。

令和2年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県精神医療センター）

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1. 未収金について 令和元年度末における過年度医業未収金は、9,389千円で、前年度末と比較すると95千円の減少である。未収金対策については、新たな未収金を抑制しているが、平成25年以前のものが課題であり、個人ごとの管理台帳の整備をきちんと行い、分割納付方式導入を図る必要がある。</p> <p>2. しセプトについて 返戻されまだ提出されていないしセプトについて、当該診療年度で収益化されていないことがあった。該年度で収益化すること。</p> <p>3. 契約事務について 平成30～31年度に行った空調工事改修で施工体系図、建退共掛金収納書等受注者より提出してもらったべき書類でないものがあった。 同工事の監督職員の任命がされなかった。適正に処理すること。</p> <p>4. 領収済通知書について 該年度および発行年月日の記載のないものが多数あった。（3枚複写で作成しており、納付書に年度および発行年月日を記載していないで交付していた）債権の該年度及び発行日を記載すること。</p>	<p>1. 未収金について 過年度未収金については、個人ごとの管理台帳をきちんと整備し、平成25年以前のものについては、催促書送付時に分割納付する旨の誓約書を同封する等分割納付を促し、未収金の回収に努めます。</p> <p>2. しセプトについて 返戻されまだ提出していないしセプトについては、該年度で収益化を行います。</p> <p>3. 契約事務について 建設工事契約の際、必要な手続きや提出してもらったべき書類を再確認し、漏れがないよう適正に処理を行います。</p> <p>4. 領収済通知書について 該年度および発行年月日を記載するよう改めました。</p>

令和2年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県島原病院）

指摘事項	措置状況
<p>1. 未収金について 令和元年度末における過年度医業未収金は17,320千円で、前年度末と比較すると1,415千円減少している。未収金については、債権回収嘱託職員を平成24年度から配置し、回収に努めている。今後引き続き努力すること。</p> <p>2. 公印の管理について 公印使用時に公印管理者の承認がされていない。公印を使用する際は、検印を行い、公印管理を徹底すること。</p> <p>3. 支払事務について 支払時期を書面により約定していない契約の支払について、請求書を受理してから15日を超えて支払っているものがあった。適正に処理すること。</p> <p>4. 契約事務について 修繕について参考見積を徴取せず、本見積と併用している（写を代用している）事例があった。参考見積についても本見積とは別に徴取すること。 がん診療センター建設工事実施設計監理業務委託契約について、設計額が随意契約とすることができるとする限度額を大きく超えているにもかかわらず、随意契約として処理すること。 債務負担上限額を超えた金額で、手術器具貸借契約の予定価格調書の作成及び契約締結を行っていた。適切に処理すること。</p>	<p>1. 未収金について 今後引き続き電話催告、文書督促、訪問催告を実施し、未収金の発生防止、早期回収に努めます。さらに、債権回収嘱託職員を活用し積極的な回収に取り組んでまいります。</p> <p>2. 公印の管理について 監査時に指摘されてから以降、公印を使用する際は、総務課長またはその次席職員から検印を受けるよう体制を徹底しました。</p> <p>3. 支払事務について 請求書を受領したら支払遅延にかかる支払期限を確認し、適正な支払いを徹底してまいります。</p> <p>4. 契約事務について 参考見積により修繕同いを作成して決裁を受けた後に、本見積を徴収する適切な事務処理を徹底する運用を10月1日より開始しました。 随意契約の限度額を超える契約においては、財務会計法規の規定に基づき適用する条項や内容を十分に検討して契約目的に適した方法を選択するように努めます。 債務負担行為の設定については、将来的な契約額の予測をより綿密に行い、適正な金額の設定を行うようようにして、契約手続き時には上限額の確認を徹底して、適切に処理するように努めてまいります。</p>

令和2年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県五島中央病院）

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1. 未収金について 令和元年度末における過年度医業未収金は10,782千円で、前年度末と比較すると304千円増加している。2年前未整備であった家庭訪問を行う職員が携帯する「身分証書」は、整備されていた。未収金の回収については、督促状の送付の改善（6月以上未収者→3月以上未収者）など行っている。個人毎の未収金管理簿の整備が必要。今後とも、新たな未収金を抑制し、未収金の減少に努めること。</p> <p>2. 契約事務について 医師事務作業補助業務について、現員の急な退職により随意契約が可能な金額（100万円）を超えたものを地方自治法167条の2第1項第5号（緊急の必要により競争入札に付することができないうとき。）を根拠条項として随意契約を行っていたが同条項は災害時のときなどに用いる条項であり随意契約ができる理由にはならない。適切に処理すること。予定価格について業者との事前協議による積算根拠が不明確なものがある。参考見積を取るなど積算根拠を明確にすること。</p>	<p>1. 未収金について 現在個人毎の未収金管理簿は作成中です。 今後新規に発生する未収金を極力抑えるために、限度額適用認定申請の利用促進・分納制度の活用など、入院中から医療費の相談を行い、退院会計時には速やかに精算できるように努めます。 また、未収金が発生した場合には、速やかに督促・面談・電話・自宅訪問などをを行い、早期回収に努めます。</p> <p>2. 契約事務について 適用した根拠条項について誤った理解をしておりましたので、正しい情報 を事務職員に周知しました。今後は適切に処理します。 予定価格につきましては、修繕等の急を要するものについて参考見積書等 等を取得していないものがありました。積算根拠は明確にします。</p>



令和2年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県富江病院）

指摘事項	措置状況
<p>1. 未収金について 令和元年度末における過年度医業未収金は370千円で前年度末と比較すると216千円減少している。今後も未収金の減少に努めること。</p> <p>2. 資産管理について 購入した資産の耐用年数を決定する際に地方自治法施行規則によらず納入業者から聞いた年数を採用していたため、同規則と異なる年数で設定している資産があった。適切に処理すること。</p> <p>3. 棚卸について 実施日、実施者、立会者の記載がない。実施日、実施者、立会者を記載すること。</p> <p>4. 契約事務について 産業廃棄物処理委託契約で予定価格が予定額を上回る額で設定されている。予定価格は予定額の範囲内で設定すること。 予定価格の積算根拠が不明確なものがある。参考見積をとるなど積算根拠を明確にすること。 業務委託契約書には収入印紙が添付されていないものがある。委託業者にも確認し必要な契約には添付するよう指示すること。 生体情報システム購入契約について、期間限定価格であることを理由に令第167条の2第1項第5号（緊急の必要により競争入札に付すことができないとき）で随意契約している。緊急性を理由にできないのは災害等で緊急で契約しなければ生命財産にかかる場合のみ、期間限定価格は理由にならない。随意契約する場合は理由を精査すること。 予定価格が100万円を超える清掃委託契約について2者の見積り合わせで随意契約を行っている。予定価格が100万円を超える清掃委託契約については入札が原則である。次年度以降入札を行うこと。</p> <p>5. 伝票の編纂について 財務会計システム上、削除した伝票が伝票の綴りに入っており、逆に起票した伝票が入ってなかった。適正に処理すること。</p>	<p>1. 未収金について 今後も、未収金の回収・新規発生の防止に努めます。</p> <p>2. 資産管理について 今後は、指導のとおり適正に処理します。</p> <p>3. 棚卸について 指導のとおり訂正し、訂正に処理します。</p> <p>4. 契約事務について チェック体制を強化し、適正に処理します。入札につきましても、適正に実施いたします。</p> <p>5. 伝票の編纂について 指導のとおり訂正いたしました。</p>

令和2年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県上五島病院）

指摘事項	措置状況
<p>1. 未収金について 令和元年度末における過年度医業未収金は5,111千円で前年度末と比較すると1,927千円減少している。未収金の回収については、今後とも未収金の減少に努めること。</p> <p>2. 公印の管理について 公印使用時に公印管理者の承認がされていない。公印を使用する際は、検印を行い、公印管理を徹底すること。</p> <p>3. 時間外勤務手当について 医師時間外勤務命令簿の業務内容の記載がない中で時間外手当を支給している。時間外業務内容の記載がないものは、支給できない。適正に業務内容を記載すること。</p> <p>4. 契約事務について 予定額が予算額を上回っている事例がある。予定額は起案時に業者から定価証明書を取り積算、予算額は予算編成時に業者から見積りを取り積算しているため、予定額が予算額を上回る状況になっている。予定額は予算額の範囲内で設定すること。委託契約で起案文書に予定価格及び積算根拠の記載がないものがある。前年度の契約額をもとにしていることだが、その場合は起案文書にその旨を記載すること。</p>	<p>1. 未収金について 今後とも、新たな発生を抑制し、未収金の減少に努めます。</p> <p>2. 公印の管理について 公印を使用する際は、検印を行い、公印管理を徹底しました。</p> <p>3. 時間外勤務手当について 時間外勤務命令時間があるものについては、従事内容を記載するよう徹底しました。</p> <p>4. 契約事務について 予定額を予算額の範囲内で設定するよう徹底しました。 また、委託契約の起案文書に予定価格及び積算根拠を記載するよう徹底しました。</p>



(別紙様式)

### 令和2年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県上五島病院附属診療所有川医療センター）

指摘事項	措置状況
<p>1. 公印の管理について 公印使用時に公印管理者の承認がされていない。公印を使用する際は、検印を行い、公印管理を徹底すること。</p>	<p>1. 公印の管理について 指摘後適正に処理しています。</p>

(別紙様式)

令和2年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県上五島病院附属診療所奈良尾医療センター）

指摘事項	措置状況
1. 公印の管理について 公印使用時に公印官守者の承認がされていない。公印を使用する際は、検印を行い、公印管理を徹底すること。	1. 公印の管理について 公印を使用する際は、必ず検印を行い、公印管理を徹底します。

令和2年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県対馬病院）

指摘事項	措置状況
<p>1. 未収金について 令和元年度末における過年度医業未収金は25,718千円で、前年度末と比較すると294千円増加している。未収金の回収については、今後とも未収金の減少に努めること。</p> <p>2. 契約事務について 100万円を超える固定資産購入時に、検査員の任命がされていないかった。適切に処理すること。 固定資産の入札で、落札決定後の入札執行者の確認印が入札書に押印されていないかった。適切に処理すること。 入札結果一覧表の作成がされていなかった。作成の上、公表すること。 委託契約で積算も参考見積の徴取もしておらず、予定価格の積算根拠が不明確なものがある。前年度の契約額をもとにしているとのことだが、その場合は起案文書にその旨を記載すること。 修繕について予定価格の積算根拠が分からないものがある。参考見積をとるなど積算根拠を明確にすること。</p>	<p>1. 未収金について 今後とも、引き続き新規発生の抑制及び計画的な回収に努め、未収金の減少に努力いたします。</p> <p>2. 契約事務について 検査員の任命、入札執行者の確認印、入札結果の公表、委託契約に関する予定価格の積算根拠、修繕の予定価格の積算根拠につきましては、次年度以降以降指摘をうけないように取り組んでまいります。</p>

令和2年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県上対馬病院）

指摘事項	措置状況
<p>1. 棚卸しについて 実施日の記載がない。実施日を記載すること。</p> <p>2. 契約事務について 委託契約で徴取した見積書に、代表者氏名及び代表者の押印がないものがいくつかあった。適切に処理すること。</p>	<p>1. 棚卸しについて 指摘のとおり今後は適切に処理します。</p> <p>2. 契約事務について 指摘のとおり今後は適切に処理します。</p>

令和2年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県香岐病院）

指摘事項	措置状況
<p>1. 未収金について 令和元年度末における過年度医業未収金は、20,127千円で、前年度末と比較すると397千円増加している。未収金対策についての明文化されたものがなく、また、個人ごとの未収金管理台帳の改善を図る必要がある。未収金対策としての方針や体制などを内規としてきちんと作成する必要がある。</p> <p>2. 公印の管理について 院長公印の管理・保管については適正であったが、企業出納印が勤務時間には誰でも、押印できるようになっていた。適正に管理すること。</p> <p>3. 保留しセプトについて 当該診療年度に収益化されていない。該当年度で収益化すること。</p> <p>4. 入院診療費（患者自己負担分）について 地方公益企業法第20条に基づき発生主義（現実主義）であるべきであるが、この発生主義を理解しておらず、「請求書を発行した日」で収益化（仕訳）している。保険診療分と同様に、診療日の属する年度にて収益化すること。</p>	<p>1. 未収金について 入院時には、限度額適用認定申請の制度説明を徹底し、窓口負担額の抑制に努めています。退院決定の際には、概算額の事前連絡を徹底し、退院日の清算を促しています。退院日に完納出来ない場合には分納計画の記入を求め、計画に沿って電話督促を実施しています。 未納通知、督促状を発行し、支払い期限を定めて催促を行っています。外来診療費については、時間外預り金制度を継続して実施します。支払い期限を過ぎた場合や分納計画に沿って戸別訪問を実施しています。分納計画に沿って入金がない場合は連帯保証人へ連絡し、協力依頼を行っています。 現在実施している対策については医療業務マニュアルに追記して整理します。</p> <p>2. 公印の管理について 企業出納印については、院長印とは別に管理するようにし、勤務時間中は、企業出納員（総務課長）が管理するように変更しています。</p> <p>3. 保留しセプトについて 診療年度に収益化を行うよう年度末に整理して実施します。</p> <p>4. 入院診療費（患者自己負担分）について 診療年度に収益化を行うよう年度末に整理して実施します。</p>

令和2年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県吉岐病院）

指摘事項	措置状況
<p>5. 契約事務について 医療機器等の購入について検収を行う際に契約担当者から検査員への検査下命を行っていないかった。適切に処理すること。 医療業務委託で、4月、5月の2か月において、総合評価プロポーザル方式への事務手続変更の準備に時間を要したため、令和元年度に当業務を実施した業者へ随意契約を行っているが、随意契約の根拠法令として「地方自治法施行令第167条の2第1項第5号」を適用している。「地方自治法施行令第167条の2第1項第5号」は災害時などの緊急時を想定したものであり、事務手続の遅れを理由とする当契約の随意理由にあたらぬ。適切に処理すること。 清掃業務委託で最低制限価格を設定しているが、広告及び通知へ記載されていない。最低制限価格を設定する場合は、県の契約事務マニュアルに記載のとおり、広告及び通知へその旨記載すること。 清掃業務委託で契約保証金免除申請の添付書類について契約書だけでなく、履行証明書の写しを添付すること。 空調設備更新を計画的に行っているが、当該工事内容が空調設備の更新工事であるにもかかわらず、修繕費（3条）で随意契約として執行している。（令和元年度 3件、計28,204千円）設備の更新工事であり修繕費に該当しないため、適切に処理すること。</p>	<p>5. 契約事務について 医療機器の検査下命に関しては、R2年度途中より実施しています。 医事業務については、今後このようなことがないよう適正な処理をするよう努めます。 R2年度実施の一般競争入札から公告に最低制限価格について明記しています。 R元年度実施分から契約保証金免除の書類については履行証明書の添付を依頼しています。 空調設備については、今後このようなことがないよう適正な処理をするよう努めます。</p>

令和2年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県病院企業団本部）

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1. 職務専念義務免除申請について承認日の前に就任承諾書を提出している事例があり、また、病院で承認すべき内容について本部で承認している事例があった。適切に処理すること。</p> <p>2. 監査資料について費用収益明細書の増減率について、全病院記載が適切でなかった。前年度0で今年度数値がある場合は100%増ではなく皆増、前年度の数値があり今年度0となった場合は△100%ではなく皆減と記載するよう様式を改めること。</p>	<p>1. 職務専念義務免除申請について職務専念義務免除の承認が必要な就任依頼等の取扱いについては、職務専念義務免除の承認後に承諾書を提出することを徹底します。また、病院で承認すべき内容については、院長委任規則に則り病院で対応することを徹底します。今回の指摘事項については、今後も本部内で共有し、適正な処理に努めてまいります。</p> <p>2. 監査資料について次年度の監査に向けてご指摘のとおり様式を改めます。</p>

